

六、残田従業員ノ勸諭

一、不、残田員ハ被解雇者ニ對スル態度ニ付等々協
議シ居タルガ其ノ結果在日迄一日分宛テ贖金
餘額トシテ贈與スルコト決シ直キニ決スル金
百萬ニ達シタルヲ以テ小山庄太郎、外三名代表者ト
ナリ之ヲ持券テ贈與シタルニ被解雇者ハ直生之ヲ
受取ルコト能ハサルヲ諸君ノ好意ヲ諒トシ一昨頃
墨子俊刻何事カノ回答ヲ當カト稱シ復讐シタル趣
キナリ

以上、此ノ會社ノ態度相違強硬ナルト云殘田員
ノ態度モ比較的冷靜ナルヲ以テ本件モ有耶世耶
ノ裡ニ終熄スルモノナラント思料セラル、
右及申(通)敬言也、

目録